資料1-1

厚生労働省説明資料

○　妻の出産時の育児休業の取得について

・　育児・介護休業法上、育児休業の対象は一方の性の労働者に限られるものではない。

・　配偶者が常態として育児休業に係る子を養育できると認められる労働者については、あらかじめそのような者について育児休業をすることができないとする労使協定を締結している場合には、事業主は育児休業の申出を拒むことができる（第６条第１項、第２項）。

・　「配偶者が常態として育児休業に係る子を養育することができると認められる労働者」とは、省令で、次のいずれにも該当する者とされている（育児・介護休業法施行規則第６条）。

１　職業に就いていないこと（育児休業等により終業していない場合及び１週間の終業日数が２日の場合を含む。）

２　負傷、疾病等により子の養育が困難な状態でないこと

３　６週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定でなく、又は産後８週間以内でないこと

４　育児休業に係る子と同居していること

・　妻の出産時は、上記３によって、あらかじめ労使協定が締結されていても、男性労働者は、配偶者が専業主婦であるか否かにかかわらず、産前６週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後８週間の間、育児休業を取得することができる。

○　育児休業の適用関係について

・　育児・介護休業法の育児休業の適用関係は以下のとおりである。

なお、「パートタイム労働者」の呼称は、労働時間、労働日数等について様々な形態の労働者を表すものに使われているが、労働時間が通常の労働者より短い短時間労働者については育児休業制度が適用される。

1　法律上適用除外となっている者

・　日々雇用者

・　期間雇用者

2　労使協定で定めた場合に適用除外となる者

・　勤続１年未満の者

・　休業の申出の日から１年以内（介護休業の場合は３か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな者

・　週所定労働日数が２日以下の者

・　平成12年12月22日に女性少年問題審議会から労働大臣あてなされた建議（「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」）においては、「期間を定めて雇用される者については、育児休業の対象とすることは困難であると考えられるが、労働契約が反復更新される等により実質上期間の定めなく雇用されていると判断される者が育児休業の対象となることは当然であり、その取扱いを具体化することが適当である」と指摘されている。

○　勤務時間の短縮等の措置について

・　現行育児・介護休業法においては、事業主は、１歳未満の子を養育する労働者で育児休業を取得しないものに関しては勤務時間の短縮等の措置を講じなければならず、１歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関しては勤務時間の短縮等の措置を講ずるよう努めなければならないこととされている（第19条第１項、第20条第１項）。

・　そして、勤務時間の短縮等の措置の具体的内容については、省令で、次のいずれかの方法によることが求められる（育児・介護休業法施行規則第34条第１項）。

(1)　短時間勤務の制度

(2)　フレックスタイム制

(3)　始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

(4)　所定外労働をさせない制度

(5)　託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

・　現在、国会で御審議いただいている育児・介護休業法改正法案においては、勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢を３歳まで引き上げることとしている。

○社会福祉法第７５条

第７５条

社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

※　また、社会福祉法人は、サービス利用希望者その他の利害関係人からの請求に対して計算書類を閲覧させなければならない。
（第４４条第４項）

○児童福祉法

第２４条第５項

市町村は、第１項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

※母子生活支援施設、助産施設も同様の規定あり。

○児童福祉法施行規則

第２５条　法第２４条第５項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一　保育所の名称、位置及び設置者に関する事項

二　保育所の施設及び設備の状況に関する事項

三　次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項

イ　保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間

ロ　保育所の保育の方針

ハ　その他保育所の行う事業に関する事項

四　法第５６条第３項の規定により徴収する額に関する事項

五　保育所への入所手続に関する事項

六　市町村の行う保育の実施の概況

２　法第２４条第５項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

○児童福祉法

第４８条の２

保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

「ｉ－子育てネット」の開設について
（平成１３年２月１日）

１．本ネットは、全国の保育所情報（名称、所在地、利用人員、利用時間等）、子育て支援情報、児童虐待関連情報、ＳＩＤＳの予防等広範な子育て関連情報をインターネットで提供することにより育児支援の一助とするものである。

２．本ネットで提供される具体的情報は、

（１）保育所情報

・全国の約２万２千か所の保育所情報
・保育所の受入可能状況の他、延長保育、休日保育、一時保育等の実施状況
・保育所の所在地を地図から確認でき、交通手段、最寄りの駅、所要時間等を確認することが可能
・情報は、各保育所から最新情報に更新が可能。

（２）都道府県、市町村の行政情報

・都道府県は、子育て支援に関する情報を提供（地方版エンゼルプラン等）
・市町村は、保育所の入所手続き、保育料等の情報を提供

（３）子育て関連情報

・待機児童マップ
・乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）関連情報
・児童虐待関連情報（児童相談所の名簿等）
・母乳とダイオキシンの情報
・よい保育施設の選び方　十か条　　等

（４）その他

・余裕教室を活用した保育所の実践情報　等

３．本ネットの開設は、２４時間オープンされているので、昼間余裕がなくても夜間に保育所に関する情報を入手することができるとともに、子育てに関する各種情報を入手することができることとなる。

４．運営主体　財団法人　こども未来財団

５．アドレス：http://www.i-kosodate.net/

はとぽっぽほいくえん
鳩ぽっぽ保育園

郵便番号:154-0004 世田谷区の保育サービス
東京都世田谷区太子堂1－15－5

交通手段(路線名)	最寄駅/停留所等	所要時間
東急玉川線	三軒茶屋	徒歩7 分
東急世田谷線	三軒茶屋	徒歩8 分

電話:03-3411-0333 FAX:
ホームページ:
E-Mail:
保育所の詳細地図

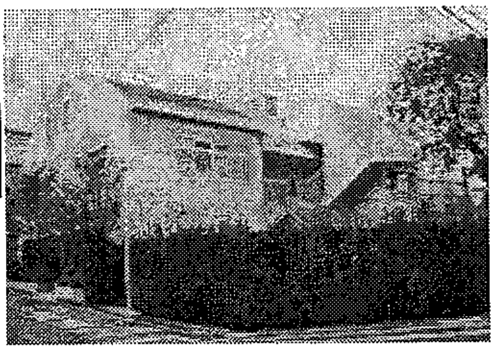

開設年月	平成07年04月
敷地面積	660m^2
建物面積	626.5m^2
建物構造	鉄筋コンクリート造（一部３階建）
設置主体名称	社会福祉法人 杉の子保育会
経営主体名称	
経営主体代表者	理事長: 星野 勤
施設長名(所長,園長)	神谷 加代

	種別従業員者数
施設長	1名
保育士	21名
保健婦･看護婦(士)	1名
栄養士	1名
調理員	3名
その他(医師、事務員等)	1名
総数	28名

開所時間 : 07:15～18:15
受入年齢 : 生後8週～小学校就学時未満
入所定員数:70名

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳～	計
入所児童数	10	11	14	15	14	15	79
受入可能状況							

[受入可能状況] ○→年齢に関係なく受入可能、△→年齢によって受入可能、×→年齢に関係なく受入不可

利用可能サービス

<table>
<tr><th>サービス名</th><th>有無</th><th colspan="2">内容(ご利用年齢、ご利用時間、詳細料金など)</th></tr>
<tr><td>延長保育</td><td>○</td><td colspan="2">■保育時間 18:15～19:15
■一時利用(一回あたり)
<table>
<tr><th>対象年齢</th><th>時間帯</th><th>単位時間</th><th>単位料金</th></tr>
<tr><td></td><td>18:15～18:45</td><td>30分</td><td>400円</td></tr>
<tr><td></td><td>18:45～19:15</td><td>60分</td><td>500円</td></tr>
</table>
おやつ代、昼食代を含む。
■特記事項
延長保育料金は世田谷区の定める共通利用料表に基き、各人毎に決定します。
（保育料の１０％程度）</td></tr>
<tr><td>休日保育</td><td>×</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>障害児保育</td><td>○</td><td colspan="2">■特記事項
障害の程度、内容ではなく保育を必要としている児童を受け入れることを基本としています。日常の生活と遊びを共にすることを通して、どの子も共に育ちあう関わり育てを大事にしています。</td></tr>
<tr><td>病後児保育</td><td>×</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>一時保育</td><td>○</td><td colspan="2">■保育時間 08:30～17:30
■保護者負担料金(一回あたり)
<table>
<tr><th>対象年齢</th><th>単位時間</th><th>料金表示</th></tr>
<tr><td></td><td>1日</td><td>3000円</td></tr>
<tr><td></td><td>半日</td><td>1500円</td></tr>
</table>
おやつ代、昼食代を含む。
■特記事項
週１日～３日程度の利用（非定型）と、１週間～１ヶ月以内の緊急利用が可能です。その為の専用の保育室と保育士（３名）が配置されています。週１日～３日の保育は１０名程度、緊急利用は１日当り２名程度利用できます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域子育て支援センター</td><td rowspan="2">○</td><td>異年令児交流事業</td><td>■内容■
卒園児及び地域の学童児の遊びクラブを実施地域から失われかけている子どもたちの群れ遊び、路地遊びの場の提供を行い、遊び仲間との出合いの場づくりを行っている。
■曜日・周期■
毎週水曜日午後と土曜日</td></tr>
<tr><td>園開放(地域の親子遊びの会)</td><td>■内容■
地域の子育て家族への園庭及び保育室開放を通して、遊び場の開放、交流の場の提供を行っています。
■曜日・周期■
隔週水曜日(月2回)
■時間■
10:00 ～11:30</td></tr>
</table>

保育所の方針

<保育園の運営方針>
１地域に求められる保育園づくり
　～様々な就労や暮らしを支えるため、延長保育、産休明け保育、一時保育の実施
２地域の子育て広場づくり
　～緊急一時保育や園開放、育児相談など身近な地域の子育て家庭への支援活動
３安心して子育てができる街づくり
　～親子、保育者、ボランティア、地域の商店街との連携で、共に成長し支え合える街づくりをすすめます。

<保育活動の目標>
～人生の土台となる乳幼児期の育ちの課題は<遊びの自立>です。そのために私達は豊かな遊びに満ちた保育を目指します。
１元気な子～生きる力と体育て
２思いやりのある子～豊かな関わり育て
３楽しく遊べる子　～知恵と豊かな情感育て

保育所の1日

時間帯	保育内容
午前7時15分～9時30分	登園受け入れ（視診）。子どもたちは各自自由に遊びのコーナーを選び自由に活動
午前9時30分～午前11時30分	年令別又は異年令グループに分かれて、テーマをもったグループ活動
午前11時30分～午後1時	グループ毎に昼食準備～自分で盛り付け～昼食（ランチルーム）、その後午睡の準備
午後1時15分～午後3時15分	各自、自分のリズムに合わせ午睡
午後3時15分～午後3時45分	片付けやおやつの準備を終えて、各自でおやつ（ランチルームで）
午後4時～午後6時15分	コーナー別自由遊び（異年令）（保護者の迎えで降園）
午後6時15分～午後7時15分	延長児のための部屋に集り、迎えを待ちながらコーナー遊具等で遊びながら過す

保育所の年間行事

月	行事内容
4月	入園を祝う会（新入園児保護者参加）
5月	新入園歓迎会（親子参加）
6月	保護者懇談会（クラス別）
7月	
8月	子どもクラブ夏キャンプ（会津キャンプ村） 夏祭り（商店街阿波おどりと共催）
9月	年長児キャンプ（１泊、桧原村）
10月	プレイデイ（親子野外遊びの会） 青空芋堀り会（３園合同交流）
11月	
12月	子どもクラブ祭り（冬まつり） 卒園児冬キャンプ（段ボールハウス）
1月	表現の会（親子発表会）
2月	
3月	卒園を祝う会（親子参加）

職員募集

職員募集に関する情報はこちら

施設長からの一言

現法人の運営引き受けにより始まった再建事業と新園舎の建設が実現してから５年が経ち、ようやく地域に開かれた保育園づくりが定着し始めていると思われます。新園舎と同時に開始した一時保育もいつも利用者に待ってもらっている状態が続いています。これまで手探りで進めてきた新しい保育園づくりの流れを止めることなく、地域に求められる保育、子どもたちの落着いた暮らしの場づくりを進めていきたいと思っています。

その他

年令別の仕切りではなく遊びや活動のコーナーで構成された空間で、子どもたちは自由に移動して遊びを広げられます。またいつでもどこでも座り込んだりねころぶことができ素足で行動できるように、上履きのいらないフローリング床と床暖房が設備されています。

（その他）
園庭はあまり広くはありませんが、大きなカシの木を中心に、様々な生き物（鳥や虫）と出会える庭づくりを進めています。古い乗り合いバスを改造したネコバスは地域のランドマークとして人気の的。毎週やってくる小学生たちの活動拠点にもなっています。

(C) 2001 財団法人こども未来財団 All Rights Reserved.

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要等

1　事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

＊生活の場とは

放課後児童クラブの実施基準（児童福祉法施行令）では、「衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。」とし、事業実施者において小学校低学年の児童が家庭でどのように過ごすか、例えば、おやつを食べるとか休息するといったことを想定し事業の実施場所を設定するべきものとされている。

2　根　拠

児童福祉法第６条の２第７項

3　実施主体

市町村、社会福祉法人その他の者

4　実施場所

児童館、学校の余裕教室、団地の集会室など

5　か 所 数

全　　国　　　１１，３７８か所（２０人未満の小規模クラブを含む）
登録児童数　　４１５，９５７人
（平成１２年５月１日現在：厚生省児童家庭局育成環境課調べ）

6　国庫補助等

利用児童数、開設日数、開設時間に応じ、事業費に対し定額補助（保護者の一部負担あり）

負担割合　国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
　　　　　指定都市・中核市にあっては国1/3、市2/3

新エンゼルプランに基づき実施か所数を増

平成１１年度		平成１６年度
９，０００か所	→	１１，５００か所

（平成１２年度予算　→　平成１３年度予算案
　56.9億円　9,500か所　→ 59.9億円　10,000か所）

＊　いわゆる学童保育は、児童福祉法上の放課後児童健全育成事業である。

◉児童福祉法（抄）

（昭和二二・一二・一二
法律一六四）

〔事業〕

第六条の二

①～⑥ 略

⑦ この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

認可保育所に係る保育費用

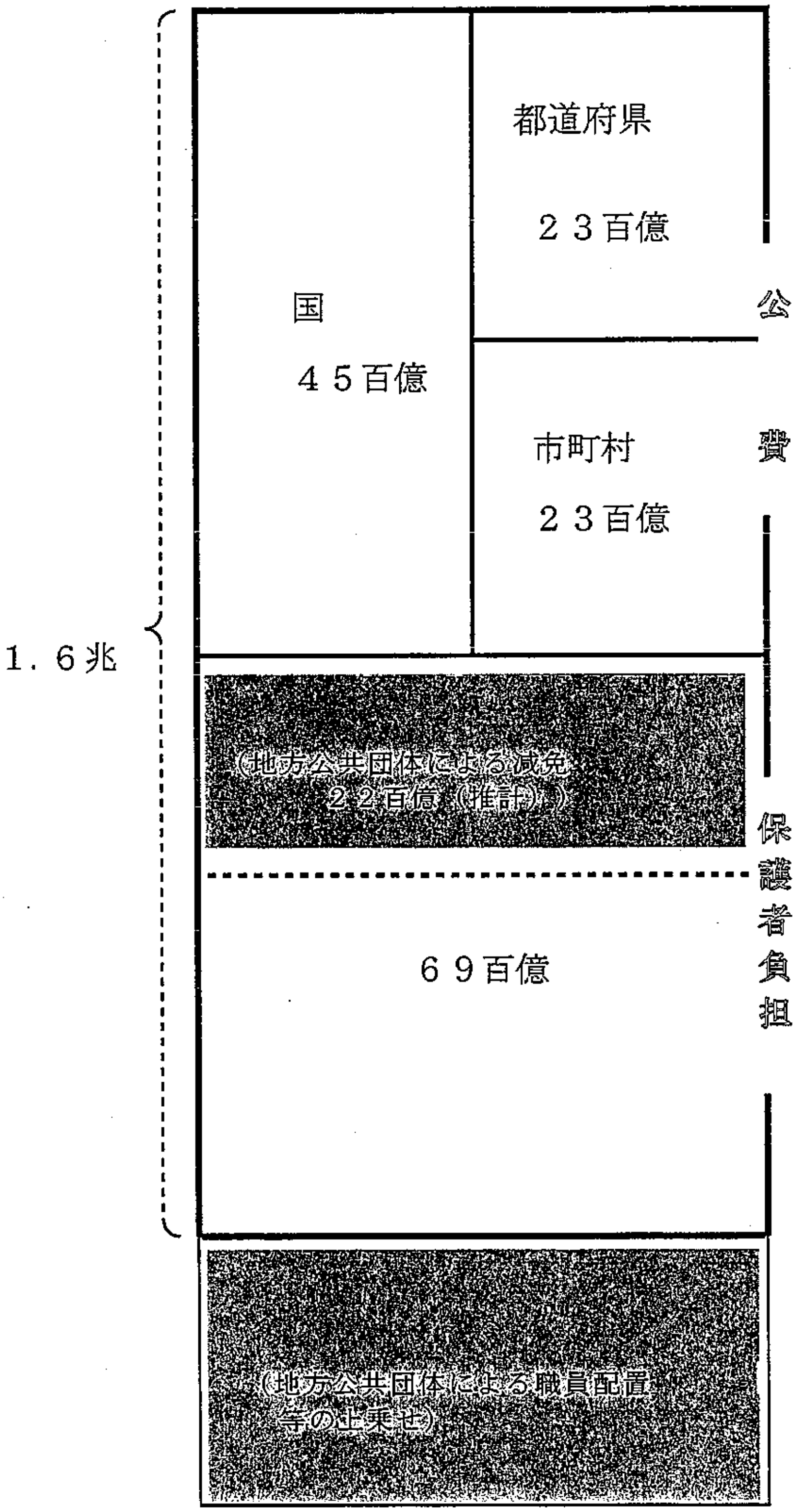

施設･設備整備費用

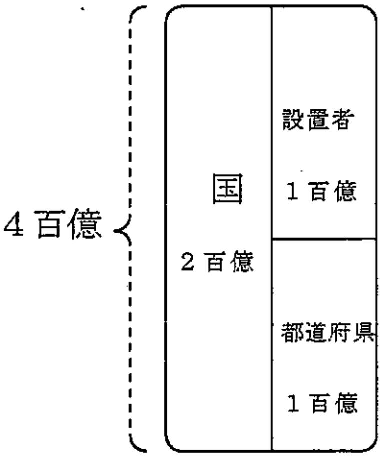

※　ともに平成１３年度見込み

保育費用については各種特別保育事業を含む。

保育所入所待機解消計画に係る実績及び今後の方針に係るヒアリング日程表

区分	A (10:00～12:00)	B (13:00～15:00)	C (15:00～17:00)
4月5日(木)			
4月6日(金)			
4月9日(月)	静岡市	堺市	岡山市
4月10日(火)	高知市	長崎市	熊本市
4月11日(水)	鹿児島市	札幌市	仙台市
4月12日(木)	千葉市		川崎市
4月13日(金)	名古屋市	京都市	
4月16日(月)	神戸市	広島市	北九州市
4月17日(火)	福岡市	青森県(八戸市)	山形県(山形市)
4月18日(水)	千葉県(市川市)	奈良県(奈良市)	埼玉県(浦和市、朝霞市)
4月19日(木)		兵庫県(西宮市、明石市、尼崎市、宝塚市)	大阪府(東大阪、枚方市、門真市、豊中市)
4月20日(金)	神奈川県(相模原市、大和市)	東京都　注)	東京都
4月23日(月)	沖縄県(浦添市、宜野湾市、那覇市、糸満市)		
4月24日(火)		13:30～大阪市	15:30～横浜市

注)足立区、世田谷区、八王子市、江戸川区、練馬区、町田市、板橋区、大田区、葛飾区、江東区、立川市、東村山市、調布市、小平市、府中市、三鷹市
日野市、目黒区